

議案第32号

天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について  
天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を次のように制定しようとする。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市に勤務する消防団員に賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(賞じゅつ金授与の要件)

第2条 市長は、消防団員が消防業務に従事するに当たって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は障害の状態となった場合に賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゅつ金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下で、功労の程度によって定める額
- (2) 障害者賞じゅつ金 2,060万円以下で、別表に定める障害等級の区分ごとに功労の程度によって定める額

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 市長は、消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に顕著であると認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゅつ金は授与しない。

(授与の対象)

第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、殉職者の遺族に授与

するものとし、その遺族の範囲及び授与される順位等は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

（賞じゅつ金等審査委員会）

第6条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、天理市消防団員賞じゅつ金等審査委員会を設けてこれを審査するものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までに、山辺広域行政事務組合の消防団員であった者の施行日前に発生した災害に係る山辺広域行政事務組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第17号）（以下この項において「山辺組合条例」という。）の規定による賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金で施行日以後に支給となるものの支給については、なお山辺組合条例の例による。

別表（第3条関係）

障 害 者 賞 じ ゅ つ 金

障害等級	功勞の程度による支給額	
第1級	20,600,000円以下	4,900,000円以上
第2級	15,500,000円以下	4,600,000円以上
第3級	13,600,000円以下	4,100,000円以上
第4級	12,100,000円以下	3,600,000円以上
第5級	10,300,000円以下	3,100,000円以上
第6級	9,000,000円以下	2,800,000円以上
第7級	7,600,000円以下	2,300,000円以上
第8級	6,400,000円以下	1,900,000円以上

備考

- 1 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）別表第2に定める障害等級による。
- 2 障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除く。）及び省令第3条第2項の規定の例による。